

令和8年1月7日

## 行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和8年1月から以下のテーマについて調査を実施します。

### ○ 無戸籍者の支援に関する調査

法務省により無戸籍者として把握されている者は700人おり、戸籍に記載がないことにより社会生活上様々な不利益を受けているところ、無戸籍者の実態を把握するとともに、無戸籍者の支援に関する状況を調査し、無戸籍状態の早期解消に向けた支援や、無戸籍状態の間の利益保護に資する改善方策を検討

### ○ スマート農業に関する調査－技術の普及を中心として－

スマート農業実証プロジェクト実施後の状況や、スマート農業技術に関する普及指導活動の実施状況等を調査し、スマート農業技術の一層の普及に資する方策を検討

#### (連絡先)

##### <無戸籍者の支援に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担 当：竹山

電 話：03-5253-5450（直通）

##### <スマート農業に関する調査－技術の普及を中心として－>

総務省行政評価局評価監視官（農林水産、防衛担当）

担 当：五十嵐

電 話：03-5253-5439（直通）

##### <調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当：合田

電 話：03-5253-5407（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

## ○ 無戸籍者の支援に関する調査

### ○ 無戸籍状態の早期解消や無戸籍状態の間の利益保護に資する改善方策を検討

- 法務省により無戸籍者として把握されている者は700人（令和7年3月10日時点）おり、戸籍に記載がないことにより社会生活上様々な不利益を受けている。
- 法務省は、関係府省の担当官を構成員とする「無戸籍者ゼロタスクフォース」を平成27年から開催するなど、無戸籍者問題の解消に取り組んでおり※1、同省が把握している無戸籍者的人数は減少傾向にあるものの、毎年度、数百人規模の無戸籍者が新たに把握されている※2。

※1 平成26年9月以降、無戸籍者として把握された5,133人のうち4,433人が戸籍に記載されている（令和7年3月10日時点）。

※2 無戸籍状態の原因是、離婚後300日以内の出産で前夫の子と推定されることを避けるため、母が出生の届出をしなかったことなどによる。

#### 主要調査事項

- 無戸籍状態の早期解消に向けた取組状況
  - ・ 無戸籍者の把握状況
  - ・ 無戸籍状態の解消までの対応・支援の状況
- 無戸籍者の社会生活上の困りごとに係る制度や支援の実態

※ 無戸籍者へのアンケート調査及び市区町村等へのヒアリング調査を実施予定

#### 主要調査対象

##### 調査対象機関

法務省、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、こども家庭庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等

##### 関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

#### 調査実施期間

令和8年1月～9年3月（予定）

## ○スマート農業に関する調査－技術の普及を中心として－

- スマート農業実証プロジェクト（以下「実証事業」という。）実施後の状況や、スマート農業技術に関する普及指導活動の実施状況等を調査し、スマート農業技術の一層の普及に資する方策を検討

- 農林水産省の資料※1によると、「今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1／4（111万人→30万人）にまで減少」する見込み。農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を促進する必要あり

※1 「スマート農業をめぐる情勢について」（令和7年11月農林水産省公表）

※2 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

- 農林水産省は、令和元年度から6年度まで、実証事業を実施。また、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律が令和6年10月に施行され、生産方式革新実施計画等の認定を受けると支援措置を受けられる制度が創設
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）において農業構造転換集中対策期間（令和7年度から11年度まで）にスマート農業技術の開発と生産方式の転換・実装等を集中的・計画的に推進することとされている一方で、効果的なスマート農業機械の導入やデータの活用推進などで様々な課題が残されているとの指摘あり

### 主要調査事項

- 実証事業実施後の状況、成果の検証状況
- スマート農業技術の活用等に係る普及指導活動の状況
- 国の統計調査の調査事項に係る地方公共団体の意見

など

### 主要調査対象

#### 調査対象機関

農林水産省

#### 関連調査等対象機関

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県、関係団体等

### 調査実施期間

令和8年1月～9月（予定）